

○運輸省告示第六百七十七号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に変更があつたので、平成九年運輸省告示第七十四号（自動車損害賠償保障法施行令に基づき、損害のてん補額の支払の請求の受理、てん補すべき損害額に関する調査、損害のてん補額の支払その他自動車損害賠償保障事業の業務のうち損害のてん補額の決定以外のものをシグナ傷害火災保険株式会社及び全国労働者共済生活協同組合再共済連合会に委託した件）の一部を次のように改正する。

平成十一年十月二十一日

運輸大臣 二階 俊博

「シグナ傷害火災保険株式会社」を「エース損害保険株式会社」に改める。